

「いじめ防止基本方針」

平成30年4月1日

1 基本的な考え方

本校は、学校行事において協同による創造活動を実践することで「自立と共生」の精神を獲得し、【学びの共同体】を中核にして民主的な社会及び地域の形成に貢献することができる人間を育てることを目標にしている。このことは、いじめと全く相容れないものであり、その根絶を目指すものでもある。したがって、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」ことを想定し、「いじめは卑怯な行為である」「いじめは絶対に許されない」、という意識を常に持って対応する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

＊「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

3 いじめの態様（例）

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 対象の生徒が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びやチームに入れない
 - ・ 席を離される
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・ 殴られる、蹴られるという行為が繰り返される
 - ・ 遊びと称して対象の生徒が技をかけられる
- (4) 金品をたかられたり、物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・脅され、お金を取られる
- ・靴に画鋸やガムを入れられる
- ・写真や鞆、靴など、対象生徒の持ち物を傷つけられる
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きやかつあげを強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- (6) パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNSのグループから故意に外される

4 いじめ対策委員会

目的

本委員会は、学校におけるいじめの「防止」「早期発見」及び「対処」等、組織的な対応を行うための中核となる委員会であり、各種取組の年度計画及び実践と検証を行う。

①構成員

校長、教頭、保健相談主任、教務主任、生徒指導主事、1～3学年主任、養護教諭、外部委員等

②年間計画

年間4回（4・6・9・2月）開催する。これらは、いじめの「防止」「早期発見」を主眼に置き、教育相談委員会と兼ねて開催する。また、いじめの案件が発生した場合は、生徒指導委員会等とともに、状況に応じて校長が招集する。

5 防止及び早期発見のための取り組み

(1) 行事的取組

○ 高校生さわやか運動

「高校生さわやか運動」と連動したバス乗車マナーアップ運動、あいさつ運動（保護者も交えた実践）、校内外清掃等を通して、他者を思い遣る心を育てる。

○ セミナー研修（1・2年生対象）

セミナー研修において、3年生のリーダーが中心となって指導を行い、基本的生活習慣の確立や社会人として必要な礼儀作法やマナーを身に付け、集団の中での自己のあり方を学ぶ。

○ ボランティア活動

部活動やボランティアサークルなどの単位で、近隣の障害者施設や老人介護施設等の買い物介助、食事介助、あるいは行事の補助などの具

体的な地域貢献に取り組むことにより、社会における自己の役割を学ぶ。

(2) 日常的取組

- 朝や帰りのSHR、授業、学級日誌のやりとりなどを通じて、生徒観察を行い、保護者との連携も重ねて行う。
- 日々の出欠の記録等を参考に、生徒の変化を把握する。
- 生徒の悩み等の相談に対応できるように、保健相談班や保健室等を中心に常に窓口を開けておく。

(3) その他

- 悩み調査のアンケートを年3回行い、気になる事案があれば、直ちに面談等を行う。
- 年間3回の面談週間を利用して、生徒の状況を把握する。
- 毎月、スクールカウンセラーによる相談日を設け、生徒の状況に応じた対応を行う。

6 家庭・PTA・地域との連携について

(1) いじめの防止

- いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、県で養成したメディア安全指導員による講演など、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの早期発見

- 24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットラインの設置及びその他各種相談窓口の周知を図る。
- より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○ 実際の対応

ア. いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

イ．組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

ウ．いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、医療・相談機関や福祉関係など外部機関との連携をとる。

エ．いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

- 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや、県警察少年サポートセンター等を通じて、警察との情報共有を進める等により、早期の立ち直り支援に努める。